

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表執行役社長 櫛田誠希

新株予約権無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本アジアグループ(株)は、2021年4月12日現在の同社株主に対して、同社新株予約権を無償で割当てることとしておりますが、貸借取引における当該権利の処理につきましては、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」（以下「権利処理要領」という。）に基づき東京証券取引所（以下「東証」という。）およびPTS運営者と協議のうえ、下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

また、当該権利処理において注意事項（別紙参照）がございますので、権利入札担当者および引受・落札を希望されるお客様に対してご周知いただきますようお願いいたします。

敬 具

記

I. 新株予約権が割り当てられる銘柄について

1. 銘柄および割当日等<sup>(注1)</sup>

【東京証券取引所市場およびPTS分】

銘柄 (コード)	売買単位	割当日	新株予約権の割当	行使価額	最低引受株数 (親株ベース)
日本アジアグループ(株) (3751) <sup>(注2)</sup>	100株	4月12日 (月)	日本アジアグループ(株) 株式1株につき 新株予約権1個 <sup>(注2)</sup>	1株につき1円	100株

(注) 1. 新株予約権の詳しい内容につきましては、日本アジアグループ(株)発表の各資料に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。

2. 引受申込においては日本アジアグループ(株)株式の銘柄コード(3751)を使用し、権利入札申込においては日本アジアグループ(株)甲種新株予約権の当社指定コード(37514)を使用してください。

2. 融資利用貸借取引参加者の新株引受申込み

4月8日(木)午後4時より

日証金ネットの「新株引受申込」画面から、取引所区分毎に、申込株数が融資株数の範囲内かつ最低引受株数の整数倍となるようにお申込み下さい。

3. 入札の場合の発表日時

4月9日(金)午前8時30分



**【注意事項】**

## (1) 引受および入札参加者の除外について

入札参加者が、㈱シティインデックスイレブンスによる日本アジアグループ㈱株式の公開買付けにおける公開買付け者および特別関係者等に該当する場合、当該公開買付け期間中は、引受および入札には参加できません。

## &lt;貸借取引参加者が自己分として引受および入札する場合&gt;

貴社が公開買付け者および特別関係者等に該当しないこと（ただし、金商法 27 条の 5 ただし書き 1 号～3 号、金商法施行令 12 条各号のいずれかに該当する場合を除く）をご確認のうえ、引受のお申込およびご入札いただくようお願いいたします。

## &lt;貸借取引参加者が顧客からの申込みを受けて顧客分として引受および入札する場合&gt;

申込みを受けた顧客が公開買付け者および特別関係者等に該当しないこと（ただし、金商法 27 条の 5 ただし書き 1 号～3 号、金商法施行令 12 条各号のいずれかに該当する場合を除く）をご確認のうえ、引受のお申込およびご入札いただくようお願いいたします。

## (2) 新株式の引渡し方法

本新株予約権の譲渡は取締役会の承認が必要であること、新株予約権証券が発行されないことから、当社に割当てられた新株予約権については、当社が一括して権利行使を行い、これに伴い当社に交付される新株式を、次の①および②のとおり、引受・落札証券会社へ速やかに引き渡すことといたします。

- ①当社は、新株予約権の行使期間初日（9 月 1 日）に、新株予約権の行使請求受付場所に行行使請求書を提出し、新株予約権の行使に際して必要とされる金額を指定の口座に払い込み、新株式の交付を受けます。
- ②当社は、新株式の交付を受けた後、引受・落札証券会社に対して引受・落札新株予約権 1 個につき新株式 1 株を速やかにお引き渡しいたします。

## (3) 権利処理を中止する可能性について

4 月 9 日（金）の権利処理価額発表前に日本アジアグループ㈱が新株予約権の無償割当てを中止した場合は、当該権利処理を行わないことといたします。

## (4) 日本アジアグループ㈱による新株予約権の取得について

①日本アジアグループ㈱は「当社は、本新株予約権の無償割当て（以下「本対抗措置」という。）が実施された場合、本対抗措置の発動が停止されない限り、2021 年 6 月末頃までに、本新株予約権の取得を行うことを予定しております。この場合、本新株予約権の新株予約権者となる株主の皆様は、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することとなります。」としており、かかる場合には、当社は引受・落札証券会社に対して新株式の交付を受けた後速やかにお引き渡しいたします。なお、この場合においては、上記 10. の金銭の支払いは生じないこととなります。

②日本アジアグループ(株)は「効力発生日（2021年4月13日）以降に、当社取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上と言う観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと判断したときには、当社取締役会は、本対抗措置の発動の停止の決議を行い、本新株予約権に係る発行要領に従い割り当てた全ての新株予約権を無償で取得いたします。」としており、かかる場合には、引受・落札証券会社に対して新株式の引渡しは行われません。

(5) その他の注意事項について

権利処理価額発表後に日本アジアグループ(株)による新株予約権無償割当てが中止された場合や上記(4)②にある新株予約権の無償取得が行われた場合等においても、本権利処理を無効にすることはございませんのでご注意ください。

以 上